品　目　名	平成１５年９月改定ガイドライン	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
32. 携帯電話・ＰＨＳ	１．平成１３年４月より開始した携帯電話・ＰＨＳ端末に関する以下の取組（「モバイル・リサイクル・ネットワーク」）を講じることにより使　用済端末の回収・リサイクルの促進を図る。 (1) 全国の携帯電話・ＰＨＳ専売店約８，５００店舗における事業者ブランド及びメーカーブランドを問わない使用済端末の回収を実施する　。 (2) 使用済携帯電話・ＰＨＳの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーを上記店舗に表示する。 (3) 上記(1)、(2)の内容のパンフレット、請求書同封チラシ、取扱説明書、各社ホームページ、各社新聞広告等への記載など、積極的な広報・啓蒙活動を行う。 (4) 退蔵を考慮した回収目標値の算出方法について、基礎となるデータを収集するために調査を実施し、回収目標値を平成16年度を目途として設定する。	１．社団法人電気通信事業者協会と情報通信ネットワーク産業協会は、携帯電話・PHSにかかる資源の有効利用について共同して取り組んでいる。 回収については、平成13年度から、社団法人電気通信事業者協会と携帯電話・PHS事業者が、そのブランド名に関係なく、使用済みの携帯電話・PHSの端末本体・小形二次電池・充電器を全国の約8,500店（平年16年3月末現在）のキャリア・ショップで自主的に回収する「モバイル・リサイクル・ネットワーク」を行っている。 平成15年度実績 回収台数（千台）／回収重量（ｔ）／回収率（%）／再資源化量（ｔ）／再資源化率（%） 携帯電話・ＰＨＳ本体 11,717 / 821 / 24 / 155 / 19 電池 10,247 / 187 / 21 / 103 / 55 充電器 4,387 / 319 / 9 / 75 / 24 ※回収率＝回収台数÷（各ﾒｰｶｰからの出荷数合計－携帯電話･PHS加入純増数） 再資源化量＝携帯電話･PHSに含まれるﾒﾀﾙ含有率×回収重量 再資源化率＝再資源化量÷回収重量 平成15年度の回収台数は、前年度から348千台増加しているが、回収率では5%低下している。 ・回収目標値を設定するべく、アンケート等調査を引き続き実施していく。 ・使用済携帯電話・ＰＨＳの無償回収を実施している店舗であることを示す統一ステッカーを上記の店舗で表示している。なお、マークについては、商標（第42類）登録済みである。（登録第4551871号） ・左記内容を、パンフレット、請求書同封チラシ、取扱説明書、各社ホームページ、モバイルリサイクルネットワークのＨＰ（H15.9月開設）、各社新聞広告等に掲載している。	１．「モバイル・リサイクル・ネットワーク」について、引き続き取り組むとともに、回収台数等回収状況の把握に努める。 ・回収率の低下を招いている背景には、回数台数が増加しているにもかかわらず、各メーカーからの出荷台数がそれ以上に伸びているという事情がある。また、カメラ付き携帯の登場により通話以外の用途ができたり、データのバックアップ用に保有したりという実態も判明してきている。 これを踏まえ、回収率アップに向けた効果的な対策を引き続き検討を行う。 ・回収目標値を設定するに当たって、処分方法や退蔵理由を把握し、回収効率を上げたり、回収台数を増やすための方策を検討する必要がある。そのためのアンケート調査等を実施しながら、回収台数や回収率について引き続きどのような目標値にすることがリサイクルの推進に資するか検討を行う。
	２．製品全体のリデュース、リユース、リサイクル配慮設計（有害物質の使用削減を含む）を推進するため、「携帯電話・ＰＨＳの製品環境アセスメントガイドライン」（平成１３年３月策定）を指針として、製品アセスメントを継続実施する。	２．リデュース、リユース、リサイクルについて、情報通信ネットワーク産業協会が「携帯電話・ＰＨＳの製品環境アセスメントガイドライン」を制定し（平成13年3月）、メーカにおける指針として製品アセスメントを実施する等の対応を進めている。 「携帯電話・ＰＨＳの製品環境アセスメントガイドライン」を平成16年2月に第2版に改定した。	２．平成16年2月に改定した「携帯電話・ＰＨＳの製品環境アセスメントガイドライン」に基づき、リデュース、リユース、リサイクルのさらなる推進を図る。
	３．資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定再資源化製品を部品として使用する製品に位置づけられたことを踏まえ、上記１．２．の取組を推進すると共に、小形二次電池を使用する機器として、以下の取組を図る。 (1) 携帯電話・ＰＨＳ端末に使用する小形二次電池の回収・リサイクルを容易にするため、端末機器からの取り外しの容易化、端末機器本体及び取扱説明書への小形二次電池使用機器であることの表示等を徹底する。 (2) 携帯電話・ＰＨＳ端末に使用する小形二次電池の排出抑制を促進するため、電池負荷の少ない製品の開発等を推進する。 (3) 使用済小形二次電池を確実に再資源化事業者に引き渡す。 (4) 具体的取り組みの公表方法を検討し、設計・製造での取組状況を平成16年度を目途として公表する。	３． (1)小形二次電池の端末機器からの取り外しの容易化については、「携帯電話・ＰＨＳの製品環境アセスメントガイドライン」において、製品設計上の評価項目としている。 小形二次電池使用機器であることの表示等の徹底については、「小形二次電池を使用する通信機器の表示に関するガイドライン＜携帯電話・PHS運用編＞」で規定している。このガイドラインは、情報通信ネットワーク産業協会が平成14年1月に制定し、社団法人電気通信事業者協会と共同で運用、平成16年2月に第2版に改定した。 (2)製品の省電力化についても、「携帯電話・ＰＨＳの製品環境アセスメントガイドライン」において、製品設計上の評価項目とし、事業者とメーカで電池負荷の少ない製品開発に取り組んでいる。 (3)「モバイル・リサイクル・ネットワーク」にて回収した使用済小形二次電池については、各事業者にて再資源化事業者へ引き渡している。 (4)社団法人電気通信事業者協会と情報通信ネットワーク産業協会で、具体的な公表方法について検討している。	３． (1)「携帯電話・ＰＨＳの製品環境アセスメントガイドライン」に基づき、小形二次電池の取り外しの容易化を推進するとともに、平成16年2月に改定した「小形二次電池を使用する通信機器の表示に関するガイドライン＜携帯電話・PHS運用編＞」に基づき、小形二次電池使用機器であることの表示等の徹底を図る。 (2)電池負荷の少ない製品開発に引き続き取り組む。 (3)使用済小形二次電池の確実な引き渡しを行う。 (4)公表方法について引き続き検討を行う。